

治療方法の特許が認められないデメリット <HGF遺伝子治療の例>

1. 研究開発リスクの増大、インセンティブの低下

HGF治療が有効な疾患について、一定の範囲でカテゴリーとして権利保護がなされるのでないと、他者のフリーライドが容易になる。これでは、革新的な治療法であっても、研究開発投資に対する回収が見込まれず、企業の協力も得られない。結局は、更なる研究開発をディスカレッジすることになる。

2. 初期段階の研究開発コストや特許出願コストが増大

HGF治療全体を個別疾患毎の特許で防衛しようとすれば、初期の段階から同時に数多くの疾患についての研究開発投資を余儀なくされるが、これは、研究者・ベンチャーのみならず、企業にとっても大変なことであり、更なる研究開発を躊躇させることになる。